

青森県報

号外第二十三号

平成二十一年
三月三十日
(月曜日)

目 次

規 則

青森県事務委任規則の一部を改正する規則…………… (人事課) ……
 青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、
 及び補助執行させる規則の一部を改正する規則…………… (同) ……

訓 令

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令…………… (人事課) ……

規 則

青森県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十八号

青森県事務委任規則の一部を改正する規則

青森県事務委任規則(昭和三十六年九月青森県規則第八十一号)の一部を次のように改正する。

第四条の三第十二号の二口中「製品の回収及び廃棄2」を「製品の回収及び廃棄3」に改め、同条第十八号中ソをネとし、シをツとし、タをソとし、ヨをレとし、カをタ

とし、ワをヨとし、ユをカとし、同力の前に次のように加える。

ワ 第三十四条の十三第一項の規定による一時預かり事業を行う者からの報告の徴収に関する事(大型法人等設置施設の設置者に係るものを除く。)

第四条の三第十八号ル中「児童自立生活援助事業」を「児童自立生活援助事業及び小規模住居型児童養育事業」に改め、同ルを同号ヲとし、同号中ヌをルとし、リを又とし、チをリとし、トをチとし、ヘをトとし、ホをヘとし、ニをホとし、ハをニとし、口の次に次のように加える。

ハ 第二十一条の十の四の規定による市町村長への通知に関する事。

第四条の三第三十五号ト中「第百十五条の六第一項」を「第百十五条の七第一項」に改め、同号に次のように加える。

チ 第百十五条の三十三第一項の規定による介護サービス事業者からの報告等の徴収及び出頭の要求に関する事。

第九条第一号中ハを削り、ロをハとし、イをロとし、同号にイとして次のように加える。

イ 第二十五条の七第一項第三号及び同条第二項第四号の規定による児童自立生活援助の実施が適当であると認める児童の報告の受理に関する事。

第九条第一号中ルを削り、ユをルとし、同ルの次に次のように加える。

ユ 第三十三条の六第一項から第四項までの規定による義務教育終了児童等に対する援助に関する事。

第九条第二号イ中「第十四条」を「第十四条第一項」に改め、同号ニを同号ヘとし、同号ハ中「第十八条第一項ただし書及び第二項ただし書」を「第十八条ただし書」に改め、同ハを同号ホとし、同号中ロをニとし、イの次に次のように加える。

ロ 第十四条第二項の規定による事故の発生の届出の受理に関する事。

ハ 第十四条第三項の規定による養育の継続が困難となつた旨の届出の受理に関する事。

第十一条を削り、第十二条を第十一条とし、第十二条の二を第十二条とする。

第十三条第一項第四十五号イ及びロ中「第六十八条第二項」を「第六十八条第四項」に改め、同項第五十一号の二中ヌをルとし、リを又とし、チをリとし、トの次に次のように加える。

チ 第五十八条の二第一項及び第二項の規定による業務報告書の受理に関する事。

第十三条第一項第五十一号の二の次に次の二号を加える。

五十一の三 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年農林水産省令第二号）の施行に関する次のこと（内水面漁業協同組合（二以上の所管区域にわたる区域を地区とするものを除く。）に係るものに限る。）。

イ 第五条第四項の規定による信用事業方法書の設定、変更及び廃止の届出の受理に関すること。

ロ 第四十九条第二項の規定による縦覧の開始の承認に関すること。

五十一の四 水産業協同組合法施行規則（平成二十年農林水産省令第十号）の施行に関する次のこと（内水面漁業協同組合（二以上の所管区域にわたる区域を地区とするものを除く。）に係るものに限る。）。

イ 第二百五条第七項の規定による業務報告書の提出の延期の承認に関すること。

ロ 第二百二十五条第一項の規定による事業計画書の受理及び同条第四項の規定による事業計画書の提出の延期の承認に関すること。

第十五条を次のように改める。

第十五条 削除

第十六条（見出しを含む。）中「青森県農林総合研究センターの病害虫防除室長及び畑作園芸試験場病害虫防除室長」を「青森県病害虫防除所長」に改める。

第十八条第一項第五号八、二及びネ中「第二十四号」を「第二十五号」に改め、同項第十九号八及び二中「第七十五条第四項」を「第七十五条第五項」に改める。

第二十三条第九号中「物品の」の下に「取得、」を加える。

附則

1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第四条の三第三十五号の改正規定は、同年五月一日から施行する。

2 この規則により委任した事務に係る申請、届出その他の行為で、この規則の施行の際、現に青森県行政組織規則（昭和三十六年二月青森県規則第十八号）第三条に規定する本庁において受理しているもの又は施行のための手続中のものについては、なお従前の例による。

青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十九号

青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則の一部を改正する規則

青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則（昭和三十九年八月青森県規則第七十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「及び船舶による漁ろう作業に係る特殊勤務手当」を削る。

第十三条中「公益法人」を「特例民法法人に関する事務（旧主務官庁の権限に属する事務に限る。）」に改める。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

訓 令

青森県訓令甲第七号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令

青森県事務専決代決規程（昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「ITER支援室長及び物品購入調査室長」を「及びITER支援室長」に改め、同条第九号中「グループリーダー」を「グループマネージャー」に改め、同条第十号中「サブリーダー」を「サブマネージャー」に改め、同条第十五号中「道路河川事業所長、弘前地域技術研究所長、八戸地域技術研究所長、つがる校

長、三沢校長、グリーンバイオセンター所長、畑作園芸試験場長、フラワーセンター21あおもり所長、りんご試験場長、畜産試験場長、林業試験場長、増養殖研究所長、内水面研究所長、下北ブランド研究開発センター所長及び農産物加工指導センター所長」を「及び道路河川事業所長」に改める。

第四条第四項及び第五項中「グループリーダー」を「グループマネージャー」に改め、同条第六項中「グループリーダー」共通の項及び庶務担当グループリーダーの項を「グループマネージャー」共通の項及び庶務担当グループマネージャーの項」に改める。

第十一条第一項、第二項並びに第三項第二号及び第三号中「グループリーダー」を「グループマネージャー」に改める。

第十一条の三の見出し中「グループリーダー」を「グループマネージャー」に改め、同条中「グループリーダー」を「グループマネージャー」に、「サブリーダー」を「サブマネージャー」に改める。

第十二条第六項第一号へ中「地域県民局（三八地域県民局を除く。）にあつては、」を削り、同号トを削り、同項第三号中「青森県農林総合研究センターの藤坂稲作研究部長、りんご試験場の県南果樹研究センター所長、畜産試験場の和牛改良技術センター所長及び和牛改良資源センター所長並びに林業試験場の木材加工部長、青森県水産総合研究センターの八戸漁業用海洋局長並びに青森県ふるさと食品研究センター農産物加工指導センターのつがる農産物加工センター所長」を削り、「もの」の下に「並びに青森県病害虫防除所の六戸町駐在の職員で、あらかじめ農林水産部長の承認を得て青森県病害虫防除所長が指定するもの」を加え、「地域農林水産部長指定駐在職員」を「指定駐在職員」に改める。

別表第一各課共通（各課専決事項において別に定める場合を除く。）の項の課長専決事項の欄第十二号中「グループリーダー」を「グループマネージャー」に改め、同欄第二十号中「（漁ろう手当を除く。）」を削り、同欄第二十二号及び第二十三号中「グループリーダー」を「グループマネージャー」に改め、同欄第二十八号中「人事課旅費事務担当グループリーダー」を「人事課旅費事務担当グループマネージャー」に改め、同欄に次の一号を加える。

三十八 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第九十二条の規定による最初の評議員の選任に係る認可に関すること。

別表第一総務学事課の項に次の二号を加える。

七 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）の施行に関する次のこと。

- イ 第二十九条第一項及び第二項の規定による公益認定の取消しに関すること。
- イ 第四条の規定による公益認定に関すること。
- ロ 第十一条第一項の規定による変更の認定に関すること。

八 第二十五条第一項の規定による地位の承継の認可に関すること。

八 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に関する次のこと。

- イ 第百九条第一項の規定による認定の取消しに関すること。
- イ 第四十四条の規定による認定に関すること。
- ロ 第百二十六条第三項の規定による協議に関すること。
- ロ 第四十五条の規定による認可に関すること。
- ハ 第百三十条の規定による残余財産の帰属の承認に関すること。
- ハ 第二百二十四条の規定による公益目的支出計画の実施が完了したことの確認に関すること。
- ニ 第百三十一条第一項及び同条第二項において準用する第百九条第一項の規定による認定に関すること。
- ニ 第二百二十五条第一項の規定による公益目的支出計画の変更

よる認可の取消しに
関すること。 の認可に関すること。

別表第一 税務課の項の第一号の部長専決事項の欄八中「第三十五条の五第六号」を「第三十五条の五第五号」に改め、同表市町村振興課の項の第三号を次のように改める。

三 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）の施行に関する次のこと。

イ 第十条第六項の規定による財政再生計画の変更の同意に関すること。

別表第一 政策調整課の項を削り、同表企画課の項中「付画鑑」を「付画鑑鑑」に改め、同項に次の一号を加える。

二 全国知事会及び北海道東北地方知事会との連絡に関する次のこと。

イ 行財政に係る資料の提出に関すること。

別表第一 統計分析課の項の第一号を削り、同項の第二号中「昭和二十五年三月青森県条例第十号」を「平成二十一年三月青森県条例第十二号」に改め、同号の課長専決事項の欄イ中「第三条」を「第四条第一項」に、「申告の命令」を「報告の要求」に改め、同欄に次のように加える。

ロ 第十条の規定による調査票情報の提供に関すること。

別表第一 統計分析課の項の第二号を同項の第一号とし、同表健康福祉政策課の項の第十九号の部長専決事項の欄ロ中「第五条第一項第五号」の下に「及び第二項第二号」を加え、同表医療業務課の項の第一号の副知事専決事項の欄ロを削り、ロを二とし、ロを八とし、イをロとし、同欄にイとして次のように加える。

イ 第四十四条第三項の規定による医療法人の寄附行為の補充に関すること。

別表第一 医療業務課の項の第一号の部長専決事項の欄ロ中「第六十八条第二項及び第三項」を「第五十六条の十二第三項及び第四項」に改め、同表保健衛生課の項の第二号中「らい予防法の廃止に関する法律（平成八年法律第二十八号）」を「ハンセン病

問題の解決の促進に関する法律（平成二十年法律第八十二号）に改め、同号の部長専決事項の欄イ中「第六条第一項」を「第十九条第一項」に改め、同項の第三号中「らい予防法の廃止に関する法律第六条に規定する援護に関する政令（平成八年政令第九十四号）」を「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第十九条に規定する援護に関する政令（平成二十一年政令第二十二号）」に改め、同表高齢福祉保険課の項の第二号の部長専決事項の欄ロ中「第百十五條の十」を「第百十五條の十一」に改め、同欄力中「第百十五條の八第一項」を「第百十五條の九第一項」に改め、同欄ヨ中「第百十五條の二十九第四項」を「第百十五條の三十五第四項」に改め、同欄タ中「第百十五條の二十九第六項」を「第百十五條の三十五第六項」に、「又は」を「及び」に改め、同欄レ中「第百十五條の三十第一項」を「第百十五條の三十六第一項」に改め、同欄ソ中「第百十五條の三十五」を「第百十五條の四十一」に改め、同欄ツ中「第百十五條の三十六第一項」を「第百十五條の四十二第一項」に改め、同欄ネ中「第百十五條の三十六第三項」を「第百十五條の四十二第三項」に、「第百十五條の三十五」を「第百十五條の四十一」に改め、同号の課長専決事項の欄チ中「第百十五條の六第一項」を「第百十五條の七第一項」に改め、同欄に次のように加える。

リ 第百十五條の三十三第一項の規定による介護サービス事業者からの報告等の徴収及び出頭の要求に関すること（大型法人等設置施設に係るものに限る。）。

別表第一 高齢福祉保険課の項の第三号の副知事専決事項の欄イ中「解任」を「改任」に改め、同号の部長専決事項の欄ロ中「第三十四条において準用する民法第七十二条第二項」を「第三十二条の二第二項」に改め、同表こどもみらい課の項の第一号の副知事専決事項の欄ロを二とし、ロを八とし、イをロとし、同欄にイとして次のように加える。

イ 第三十四条の五及び第三十四条の十三第四項の規定による事業の制限及び停止の命令に関すること。

別表第一 こどもみらい課の項の第一号の部長専決事項の欄イ中「第六条の三」を「第六条の三第一項」に改め、同欄ルを同欄ワとし、同欄又中「及び第七号の二」を「から第七号の三まで」に改め、同又を同欄フとし、同欄中リをルとし、同ルの前に次のように加える。

又 第三十三条の十四第二項の規定による措置に関すること。

別表第一 こどもみらい課の項の第一号の部長専決事項の欄ロをリとし、トをチとし、ヘをトとし、ホをヘとし、ニをホとし、ハをニとし、ロを八とし、イの次に次のように加える。

ロ 第十一条第四項の規定による里親の援助の事務の委託に関する事
 別表第一こどもみらい課の項の第一号の課長専決事項の欄中へをトとし、ホをへとし、ニをホとし、ハをニとし、ロをハとし、イをロとし、同欄にイとして次のように加える。

イ 第六条の三第二項の規定による養育里親の登録に関する事。

別表第一こどもみらい課の項の第一号の課長専決事項の欄に次のように加える。

チ 第三十三條の十四第一項の規定による事実の確認のための措置に関する事。

リ 第三十四條の四第一項の規定による児童自立生活援助事業及び小規模住居型児童養育事業を行う者からの報告の徴収に関する事（大型法人等設置施設の設置者に係るものに限る。）。

又 第三十四條の十三第一項の規定による一時預かり事業を行う者からの報告の徴収に関する事（大型法人等設置施設の設置者に係るものに限る。）。

別表第一障害福祉課の項の第四号の副知事専決事項の欄中ロを削り、ハをロとし、ニをハとし、ホをニとし、同号の部長専決事項の欄中ホをへとし、ニをホとし、ハの次に次のように加える。

二 第三十三條の十四第二項の規定による措置に関する事。

別表第一障害福祉課の項の第四号の課長専決事項の欄ハを次のように改める。

ハ 第三十三條の十四第一項の規定による事実の確認のための措置に関する事。

別表第一工業振興課の項の次に次のように加える。

新 産 業 創 造 課	<p>一 地方独立行政法人法の施行に関する次のこと（地方独立行政法人青森県産業技術センターに係るもので、工業に係るものに限る。）。</p> <p>イ 第二十二條第一項の規定による業務方法書の認可及び変更の認可に関する事。</p> <p>ロ 第二十六條第一項の規定による中期計画の認可及び変更の認可に関する事。</p> <p>ハ 第三十四條第一項の規定による財務諸</p>
-------------	---

表の承認に関する事と。

二 第四十條第三項及び第四項の規定による承認に関する事。

ホ 第四十一條第一項ただし書及び第二項ただし書の規定による認可に関する事。

二 青森県地方独立行政法人法施行細則（平成二十年三月青森県規則第二十二号）の施行に関する次のこと（地方独立行政法人青森県産業技術センターに係るもので、工業に係るものに限る。）。

イ 第九条第一項の規定による償却資産の指定及び同条第三項の規定による当該指定の取消しに関する事。

別表第一労政・能力開発課の項の第二号の部長専決事項の欄イ中「第三十三條第二号」を「第三十一條第二号」に、「事業」を「業務」に、「又は」を「及び」に改め、同欄ロ中「第三十六條第一項ただし書」を「第三十五條第一項ただし書」に、「役員」を「兼職及び兼業」に改め、同項の第五号の部長専決事項の欄中「第四十條第二項」を「第四十二條第二項」に改め、同欄ホを次のように改める。

ホ 第四十二條の二第三項及び第四項（これらの規定を第九十條第一項において準用する場合を含む。）の規定による意見に関する事。

別表第一労政・能力開発課の項の第五号の部長専決事項の欄へ及びト中「第九十條」を「第九十條第一項」に改め、同表新幹線交流推進課の項の次に次のように加える。

政 策 課	<p>一 地方独立行政法人法の施行に関する次のこと（地方独立行政法人青森県産業技術センターに係るもの（新産業創造課の項に定めるものを除く。）に限る。）。</p>
-------	--

農 林 水 産

<p>イ 第二十二條第一項の規定による業務方法書の認可及び変更の認可に関すること。</p> <p>ロ 第二十六條第一項の規定による中期計画の認可及び変更の認可に関すること。</p> <p>ハ 第三十四條第一項の規定による財務諸表の承認に関すること。</p> <p>ニ 第四十條第三項及び第四十條の規定による承認に関すること。</p> <p>ホ 第四十一條第一項ただし書及び第二項ただし書の規定による認可に関すること。</p>	<p>二 青森県地方独立行政法人法施行細則の施行に関する次のこと（地方独立行政法人青森県産業技術センターに係るもの（新産業創造課の項に定めるものを除く。）に限る。）。</p> <p>イ 第九條第一項の規定による償却資産の指定及び同條第三項の規定による当該指定の取消しに関すること。</p>
--	--

別表第一食の安全・安心推進課の項の第三号の部長専決事項の欄中イ及びロを削り、ハをイとし、ニをロとし、同号の課長専決事項の欄に次のように加える。

イ 第四條第一項及び第二項の規定による普通肥料の登録に関すること。

ロ 第十二條第二項の規定による普通肥料の登録の有効期間の更新に関すること。

別表第一団体経営改善課の項の第一号の部長専決事項の欄イ中「第十條第二十項」を「第十條第十八項」に改め、同表畜産課の項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、同項の第十二号の課長専決事項の欄イを削り、ロをイとし、ハをロとし、同号を同項の第十一号とし、同表農村整備課の項の第一号の部長専決事項の欄へ及びロ中「第七十六條第二項及び第三項」を「第七十條の二第三項及び第四項」に改め、同表水産振興課の項の第二号の課長専決事項の欄イ中「こと」の下に「（内水面漁業協同組合（二以上の地域県民局の所管区域にわたる区域を地区とするものを除く。）に係るものを除く。）」を加え、同項の第三号中「次のこと」の下に「（内水面漁業協同組合（二以上の地域県民局の所管区域にわたる区域を地区とするものを除く。）に係るものを除く。）」を加え、同表道路課の項の第三号の課長専決事項の欄ロ中「第二十四号」を「第二十五号」に改め、同表建築住宅課の項中第八号及び第九号を削り、第十号を第八号とし、第十一号から第二十一号までを二号ずつ繰り上げる。

別表第一の二中

<p>グループリーダー</p> <p>グループリーダー 共通</p>	<p>を</p> <p>グループマネージャー</p> <p>グループマネージャー 共通</p> <p>に改め、同表庶務担当グループリーダーの項中「庶務担当グループリーダー」を「庶務担当グループマネージャー」に改め、同項の第二号及び第十一号中「人事課旅費事務担当グループリーダー」を「人事課旅費事務担当グループマネージャー」に改め、同表人事課給与事務担当グループリーダーの項中「人事課給与事務担当グループリーダー」を「人事課給与事務担当グループマネージャー」に改め、同項の第一号中「（漁ろつ手当を除く。）」を削り、同表中</p>
------------------------------------	---

<p>人事課旅費事務担当グループリーダー</p> <p>人事課物品調達事務担当グループリーダー</p>	<p>を</p> <p>人事課旅費事務担当グループマネージャー</p> <p>人事課物品調達事務担当グループマネージャー</p> <p>に改める。</p>
---	---

別表第二出先機関の長（地域県民局長を除く。）及び地域県民局の部長共通（別表第二の二において別に定める場合を除く。）の項中第八号を削り、第九号を第八号と

し、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、同表青森県財務規則別表第一に掲げる公所である出先機関の長（地域県民局長を除く。）及び地域県民局の部長（別表第二の二において別に定める場合を除く。）の項の第一号中「人事課旅費事務担当グループリーダー」を「人事課旅費事務担当グループマネージャー」に改め、同表青森県財務規則別表第一に掲げる公所である出先機関の長（地域県民局長を除く。）の項の第一号中「人事課給与事務担当グループリーダー」を「人事課給与事務担当グループマネージャー」に改め、同表給料表の適用範囲（昭和三十一年十一月人事委員会規則七 三八）第六條第一号から第七号までに掲げる試験研究機関等である出先機関の項中「第七号」を「第三号」に改め、同表地域県民局長の項中第五号を削り、第六号を第五号とし、同表地域県民局の地域健康福祉部長女性相談所長の項中「女性相談所長」を削り、「福祉業務現業手当」を「福祉業務手当」に、「第四條」を「第六條第一項」に、「福祉業務現業手当」を「福祉業務手当」に改め、同項の次に次のように加える。

障害者相談センター所長	一 身体障害者福祉法第十五条第四項の規定による身体障害者手帳の交付に関する事。 二 青森県愛護手帳（療育手帳）の交付に関する事。
-------------	---

別表第二の二中「人事課給与事務担当グループリーダー」を「人事課給与事務担当グループマネージャー」に、

青森県立精神保健福祉センター 次長	青森県立精神保健福祉センター の庶務担当の内部組織の長
青森県工業総合研究センター次長	青森県工業総合研究センターの庶務担当の内部組織の長

を

青森県立精神保健福祉センター 次長	青森県立精神保健福祉センター の庶務担当の内部組織の長
----------------------	--------------------------------

に、

青森県立美術館 次長	青森県立美術館の庶務担当の内部組織の長
---------------	---------------------

青森県農林総合研究センターの庶務担当の内部組織の長	青森県農林総合研究センターの庶務担当責任者
青森県水産総合研究センターの庶務担当の内部組織の長	青森県水産総合研究センターの庶務担当責任者
青森県ふるさと食品研究センター次長	青森県ふるさと食品研究センターの庶務担当の内部組織の長
青森県農業大学校教頭	青森県農業大学校の庶務担当の内部組織の長

を

青森県立美術館 次長	青森県立美術館の庶務担当の内部組織の長
---------------	---------------------

に

改め、

「一 身体障害者福祉法第十五条第四項の規定による身体障害者手帳の交付に関する事。」を削り、「二 児童扶養手当法」を「一 児童扶養手当法」に、「三 特別児童扶養手当等の支給に関する法律」を「二 特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に改め、「四 青森県愛護手帳（療育手帳）の交付に関する事。」を削る。

別表第三支所長東青地域県民局、中北地域県民局及び三八地域県民局の地域健康福祉部の保健総室長、福祉総室長及び子ども相談総室長西北地域県民局、上北地域県民局及び下北地域県民局の地域健康福祉部の保健総室長及び福祉子ども総室長地域県民局（東青地域県民局及び下北地域県民局を除く。）の地域農林水産部の農村整備事務担当の次長西北地域県民局地域農林水産部の鯉ヶ沢町駐在の次長東京事務所東京中央区駐在の内部組織の長青森県農林総合研究センターの藤坂稲作研究部長、りんご試験場の県南果樹研究センター所長、畜産試験場の和牛改良技術センター所長及び和牛改良資源センター所長並びに林業試験場の木材加工部長青森県水産総合研究センターの八戸漁業用海岸局長青森県ふるさと食品研究センター農産物加工指導センターのつがる農産物加工センター所長の項中

「青森県農林総合研究センターの藤坂稲作研究部長、りんご試験場の県南果樹研究センター所長、畜産試験場の和牛改良技術センター所長及び和牛改良資源センター所長並びに林業試験場の木材加工部長
 青森県水産総合研究センターの八戸漁業用海岸局長
 青森県ふるさと食品研究センター農産物加工指導センターのつがる農産物加工センター所長

を削り、同項の第一号中「内部組織の職員、部の職員、センター（青森県ふるさと食品研究センター農産物加工指導センターにあつては、つがる農産物加工センター）の職員又は同の職員」を「又は内部組織の職員」に、「内部組織の長、部長、所長又は局長」を「又は内部組織の長」に改め、同表地域農林局の地域連携部の環境管理事務所の環境管理事務所の項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十四号までを一号ずつ繰り上げ、同表地域農林水産部長指定駐在職員の項中

地域農林水産部長指定駐在職員

を 指定駐在職員

に改め

同項の第一号中「若しくは三沢市駐在」を「三沢市駐在若しくは六戸町駐在」に、「地域農林水産部長指定駐在職員」を「指定駐在職員」に改め、同項の第三号中「地域農林水産部長指定駐在職員」を「指定駐在職員」に改め、同表地域農林局の地域農林水産部の水産事務所の水産事務所の項の第一号中「第七号第一号から第七号までに掲げる」を「第七号第二号イからトまでに掲げる漁業の方法による」に、「同規則第七号第八号から第十一号までに掲げる」を「同号チからルまでに掲げる漁業の方法による」に改め、同項の第八号中「第七号第八号から第十一号までに掲げる」を「第七号第二号チからルまでに掲げる漁業の方法による」に改める。

別表第四中

地域農林局（三 八地域農林局を 除く。）の地域 整備部長	地域整備部次長 （地域整備部次 長が不在のとき は、あらかじめ 県土整備部長の 承認を得て地域 整備部長が指定
---------------------------------------	---

三八地域農林局
地域整備部長

する職員

当該事務を担当する地域整備部次長（当該事務を担当する地域整備部次長が不在のときは他の地域整備部次長、地域整備部次長二人がともに不在のときはあらかじめ県土整備部長の承認を得て地域整備部長が指定する職員）

地域農林局の地
域整備部長

地域整備部次長
（地域整備部次
長が不在のとき
は、あらかじめ
県土整備部長の
承認を得て地域
整備部長が指定
する職員）

に、
 青森県立精神保健福祉センター
 次長

青森県立精神保健福祉センター
 の庶務担当の内
 部組織の長

青森県立精神保健福祉センター

青森県立精神保健福祉センター

を

に、

青森県工業総合 研究センター次 長	青森県工業総合 研究センターの 庶務担当の内部 組織の長
-------------------------	---------------------------------------

青森県立美術館 次長	青森県立美術館 の庶務担当の内 部組織の長
青森県農林総合 研究センターの 庶務担当の内部 組織の長	青森県農林総合 研究センターの 庶務担当責任者
青森県水産総合 研究センターの 庶務担当の内部 組織の長	青森県水産総合 研究センターの 庶務担当責任者
青森県ふるさと 食品研究センタ ー次長	青森県ふるさと 食品研究センタ ーの庶務担当の 内部組織の長
青森県農業大学 校教頭	青森県農業大学 校の庶務担当の 内部組織の長

次長	の庶務担当の内 部組織の長
----	------------------

を	青森県立美術館 次長	青森県立美術館 の庶務担当の内 部組織の長
---	---------------	-----------------------------

に

「人事課給与事務担当グループリーダー並びに青森県農林総合研究センターのグリーンバイオセンターのグリーンバイオセンター所長、畑作園芸試験場の畑作園芸試験場長、フラワーセンター21あおもりのフラワーセンター21あおもり所長、りんご試験場のりんご試験場長、畜産試験場の畜産試験場長及び林業試験場の林業試験場長、青森県水産総合研究センターの増養殖研究所の増養殖研究所長及び内水面研究所の内水面研究所長並びに青森県ふるさと食品研究センターの下北ブランド研究開発センターの下北ブランド研究開発センター所長及び農産物加工指導センターの農産物加工指導セ

ンター所長（以下この表において「研究センターの試験場等の長」という。）を「人事課給与事務担当グループマネージャー」に改め、「（研究センターの試験場等の長が処理するものを除く。）」及び

青森県農林総合 研究センターグ リーンバイオセ ンターのグリー ンバイオセンタ ー所長	あらかじめ農林 水産部長の承認 を得て青森県農 林総合研究セン ター所長が指定 する職員
青森県農林総合 研究センター畑 作園芸試験場の 畑作園芸試験場 長	一 次に掲げる事務で、青森県農林総合研 究センター所長、青森県水産総合研究セ ンター所長又は青森県ふるさと食品研究 センター所長が指示する金額の範囲で執 行するもの（人事課給与事務担当グルー プリーダーが処理するものを除く。） イ 報酬、職員手当、共済費、賃金、旅 費、役務費、需用費（食糧費を除く。） 及び委託料に係る支出負担行為並びに その他の費目（給料、交際費、食糧費 及び公有財産購入費を除く。）に係る 一件の金額が百二十万円未満の支出負 担行為に關すること。 ロ 報酬、職員手当、共済費、賃金、旅 費、役務費、需用費（食糧費を除く。）、 委託料、使用料及び備品購入費に係る 支出命令並びにその他の費目（給料及 び交際費を除く。）に係る一件の金額 が三百万円未満の支出命令に關するこ と。
青森県農林総合 研究センターリ んご試験場のり んご試験場長	二 事務委任規則第二十三条第二号に掲げ る事務
青森県農林総合 研究センター畜 産試験場の畜産 試験場長	三 収入通知に關すること。
青森県農林総合 研究センター林	四 事務委任規則第二十三条第四号に掲げ る事務
	五 事務委任規則第二十三条第五号に掲げ る事務

